

## 世界知的所有権機関（WIPO）等における最近の動向について

## 1. WIPO関係

(1) 著作権等常設委員会（SCCR）非公式会合（2011年4月13日～15日）(ア) 視聴覚的実演条約（AV条約）の保護について（4月13日～14日）

○ガリ事務局長からの開会の挨拶の後、ナイジェリアの Osita Anaedu 氏が議長として選出。地域セミナーの会合結果の報告の後、議長から、今回の会合の目的は、第 21 回 SCCR の結論に基づき、各提案の趣旨を理解するとともに、次回以降の SCCR ヘタイムテーブルを含めたりコメンテーションを策定することであることが説明された。

○OAV 条約について提案を提出しているブラジル・インド・米国・メキシコから提案内容の概要説明、各国・NGO からの質疑応答及び意見を発言。

○各国（EU, アフリカ等）から、すでに合意されている 19 条の議論をリオープンすることは避け、暫定合意にいたらなかった 12 条に議論を集中すべき、とのコメントがなされ、日本も同調。

○インド・米国・メキシコからは、12 条に関して、今後、電子メール等により、統合案を検討することが表明された。

○議長から結論案の提案があり、次回の SCCR へのリコメンテーションとしては「次回の SCCR では、2011 の総会でなるべく早い時期の外交会議の開催を決定することができるよう、AV 条約の各国提案の違いをせばめていく」とされた。

(イ) 放送機関の保護について（4月14日～4月15日）

○議長は、スイスの Alexandra Grazioli 氏を選出。放送機関、スポーツイベント関係者（オリンピック委員会（IOC）等）から、様々なサイトにおいて、放送番組が許諾なくアップロードされている現状について説明がなされ、国境を超えた侵害が増加しており、国内のみならず国際的に放送機関を保護する法的枠組みが必要である旨、主張された。

○南アフリカ、カナダ、日本から、提出した文書についての説明を行い、質疑応答。日本からは、今回の震災であらためて、放送の重要性を認識したことに触れつつ、日本のコメント（SCCR/15/2/rev をベースに少なくとも伝統的な放送機関の保護に関する中身の議論を進めるべき）を説明。

○放送条約の 3 つの重要な要素（目的、対象、権利の範囲）について、有識者からコメントがあり、対象については、技術中立性の観点から、伝統的放送機関が行う伝統的放送のみならず、伝統的放送機関が、インターネットで放送する場合も含めるべきとする意見が多くみられた。

○OEU は各国からの提案に謝意を述べつつも、技術の進歩に伴い、現在の案（SCCR/15/2/rev）をアップデートする必要性を強く主張。

○議長から、今後、有識者とともに、これまでの議論を整理するとともに今回の議論を含めた文書を策定することが表明され、各国もこれに同意。日本からは、既存の議論の結果であるところの SCCR/15/2/rev がベースであることを確認し、議長文書の作成には反対しないことを表明。

## (2) 遺伝資源等政府間委員会 (IGC) (2011年5月9日～13日)

### (ア) 伝統的文化表現 (TCEs) について

○今回の会合においては、全体会合の議論を経ることなく、直接非公式ドラフティンググループを開催した。前回会合の際に開催された非公式ドラフティンググループを継続する形で行われ、新たな提案の追加はグループのコンセンサスが得られない限り行わず、オプション、ブラケットを減らすための修正を行う前提のもと、条文の整理作業を行ったが、ほとんど修正がなされなかった。

○その後、全体会合において、非公式ドラフティンググループでの成果物を次回 IGC の作業文書とすることでコンセンサスが形成された。

○全体会合での議論を経ずに、非公式ドラフティンググループで作業を行うという進め方につき、先進国、途上国問わず、問題視する発言がなされたため、次回会合では、全体会合において議論を行うこととなった。

## (3) 第22回著作権等常設委員会 (SCCR22) (2011年6月15日～24日)

### ① 権利制限と例外

○視覚障害者等むけの権利制限と例外については、文書の位置づけが不明なまま、会合開催期間中に米国・EU・中南米グループが共同で新たな案を提案した。(当初はアフリカグループも入った4グループでの提案を目指していたが、アフリカグループと折り合いがつかず決裂)。共同提案をもとに、条文ごとの議論がなされ、各国からのコメントや修正案、質問などが入った議長テキストが作成され、次回以降に議論を行うこととなった。日本からは、輸出入部分の仕組みや、輸出入を行う主体とされて記述されている組織の定義などについて、さらなる説明が必要である旨を発言。

○文書については、中南米は法的拘束力のある条約、米国・EU は法的拘束力のない勧告との位置づけ。また、今後の進め方については、米国・EU に聴取したところによれば、中南米は今の段階で勧告にした上で、数年後に自動的に条約の検討に入るといったことであれば受け入れる用意があった模様だが、EU は自動的に次の段階に入ることは受け入れられず、非公式の協議でも合意がなかったため、公式会合では、議論されなかった。

### ② 視聴覚的実演の保護

○権利の移転の条項(第12条)について、今回の SCCR 前に米国・インド・メキシコが共同提案を行うこととなっていたが、事前には提案策定にいたらず、SCCR 中に提案がなされた。その後、ブラジルや EU 等が加わった非公式協議が

行われ、ブラジル・EU 等も合意した共同提案となり、外交会議を開催するためのリコメンデーションを総会に対して行うこととなった。

### ③放送条約

○今回の SCCR 資料には、2011 年 4 月の非公式会合に基づき、非公式会合議長が作成した今後の検討のための elements を盛り込んだ資料が提出されたが、伝統的な放送事業者が行うインターネット放送を含めるかどうかといった点等、各国がそれぞれの主張を行い、結局、具体的な議論が深まらないまま、今後の進め方のスケジュール（ワークプログラム）を決めることにとどまった。

### ●結論文書の内容

#### ○議題

議題に「SCCR の開発アジェンダへの貢献について」が追加された。

#### ○権利制限と例外（視覚障害者・読書障害者）

- ・委員会は、事務局が作成した提案比較文書及びアフリカから更新された提案が提出されたことを認識した。
- ・委員会は、提案者が非公式に協議を行ったことを歓迎し、複数国からの新たな提案（SCCR/22/15）が提出され、その後各国からのコメント等を踏まえ、更新版が提出された。
- ・委員会は、議長に権利制限と例外に関する提案文書を作成するように要求した。
- ・委員会は、第 21 回 SCCR で定めたワーキングプランに従って、視覚障害者等むけの権利制限と例外に関する提案を最終的なものにすることを目指して次回の SCCR で議論をすることを、総会に recommend することに合意した。
- ・委員会は、ステークホルダープラットフォームの取組を促進することにも合意した。

#### ○権利制限と例外

- ・委員会は、アフリカグループからの提案（SCCR/22/12）の説明について留意し、第 23 回の SCCR に本議題を継続することに合意した。

#### ○視聴覚的実演の保護

- ・委員会は、WIPO 事務局に 4 月の非公式会合の開催に感謝を表明するとともに、議長をつとめたナイジェリアの Anaedu に謝意を表明した。
- ・委員会は、総会に 2000 年に中断されていた外交会議の再開を合意した。条約テキストは、(a)19 条の暫定合意及びその合意声明、(b)第 22 回 SCCR で提案された第 12 条の新提案、(c)第 1 条、第 2 条、第 15 条の合意声明に関して、追加の議論をする、という前提で最終セットされる。
- ・前文に、開発アジェンダが追加されることも合意した。
- ・前文及び上記の 3 条に関する合意声明に関しての提案は、外交会議開催の 1 カ月～6 カ月前をめどに提出されることが求められることも合意した。

#### ○放送条約

- ・委員会は、WIPO 事務局に 4 月の非公式会合の開催に感謝を表明するとともに、議長をつとめたスイスの Grazioli 氏に謝意を表明した。

- ・委員会は南アフリカ、カナダ、日本からの提案に留意した。また、放送に関する地域セミナーについても留意した。
- ・委員会は、2007年の総会の mandate に基づきシグナルベースで、traditional sense で放送機関及び有線放送機関の保護に関して条約策定にむけて議論を行う。
- ・委員会は Annex のワークプランを承認した。放送機関の保護の議題は、次回の議題に残る。

○開発アジェンダの実施に関する SCCR の貢献

- ・議長は、本議題に関する意見は SCCR のレポートに盛り込まれ、総会に報告されることを告げた。

ANNEX 放送機関の保護

1. 放送条約の保護のモメンタム維持のため、委員会は、2007年の総会の mandate に基づき、シグナルベースのアプローチで、traditional sense で、放送機関及び有線放送機関の保護の議論を行う。
2. 以下の計画が提案された。
  - 2.1 第 23 回 SCCR の会合にあわせて 2 日間の非公式協議を行い、放送機関の保護について議論を行う。具体的日程は WIPO 事務局が定める。この協議の結果は、第 23 回 SCCR に報告される。
  - 2.2 この非公式協議の目的は、2012 年の総会に外交会議スケジュールを recommend するために条約案の作業を進展させることである。
  - 2.3 非公式協議は、SCCR のメンバー及びオブザーバーにオープンな会合である。
3. 以下の文書が議論の土台となる。  
カナダ、南アフリカ、日本の提案、4 月の非公式会合議長の文書、ドラフトプロポーザル (SCCR/15/2)、その他委員会に提示されたもの
4. 途上国からの出席者の費用は WIPO のプラクティスに基づき支払われる。

**2. APEC 関係**

①知的財産専門家会合 (IPEG)

2011年3月3日、4日に第32回 IPEG 会合が米国ワシントン D.C.にて開催された。知的財産に関する政府関係者が出席し、セミナーの提案や状況の更新、各国・地域の知財関係施策の情報交換等を実施した。著作権に関する事項は以下のとおり。

○米国から、違法な映画録画に対する効果的な処理の最新情報に関し、①民衆の意識啓発、②民間セクターとの効果的な能力構築、③法的な枠組設定を中心に行っていると発表があった。それに対し日本は、映画盗撮防止法が 2007 年に制定され、2010 年以降今日まで露天商による新作の海賊版 DVD は見つかっていないと発言し、米国への支持を表明した。

○香港から、違法録画に対処するための取り組みに関する発表が行われた。発表の内容は、香港では深刻な映画等の盗撮の被害があったことを受け、映画館やコンサートホールなどに許可無く録音録画機器を持ち込むと罪になるという規定が2001年に創設され、娯楽産業が成長したということだった。

○韓国から累進責任法（インターネット上で繰り返される著作権侵害に対する効果的な政策手段）に関する発表が行われた。日本から「この法改正により、ISPはアカウントを削除する費用や人的資源などコストがかかるが、ISPからクレームが出ていないのか」と質問したところ、「ISPにとってこれは義務であり、クレームは出ていない」と回答があった。

○チリから、著作権の制限と例外に関するワークショップに関するプロジェクトの提案が行われた。日本から「チリが提案しているセミナーは各国の情報交換にとどまるものであり、何らかの枠組みづくり（norm setting）につながるようなプロジェクトでは無いという認識でよいか」と質問したところ、チリから「その通りである」と回答を得たためプロジェクトを承認し、IPEGとしても承認された。

○なお、IPEG会合に先立ち、2011年3月2日にABAC（APECビジネス諮問委員会）との対話が行われた。「オンライン上の模倣品・海賊版問題」について、音楽、ゲーム、学術誌、スポーツ用品の各産業の視点で発表があり、IPEG参加者と民間からの参加者との間で関心事項の共有及び議論がなされた。

○次回のAPECは米国サンフランシスコで開催予定であり、IPEG会合は2011年9月15日～18日もしくは12日～15日に開催される予定。

（了）